

足健こ第151号
令和3（2021）年8月24日

各施設長 様

足利市長 早川 尚 秀
（公 印 省 略）

国の緊急事態宣言発令に伴う幼児教育・保育の対応について（協力依頼）

日頃から、本市の幼児教育・保育行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、御尽力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、政府は、本県を対象に8月20日（金）から9月12日（日）までの間、緊急事態宣言を発令しました。保育所等については、引き続き、感染対策を徹底的に講じつつ、原則開所することが要請されています。

しかしながら、本市では感染者が急増し、密接な場面が多い保育所等においては、更なる感染対策を実施し、人流の抑制を図る必要があると考えます。

つきましては、緊急事態宣言期間において、御家庭でお子様を見ることが可能な保護者様におかれましては、家庭での保育の御協力をお願いいたします。

また、家庭での保育に御協力いただいた方については、保育料を日割計算し、利用日数に応じた料金といたします。

引き続き、子どもたちの手洗い・うがいの励行など、衛生管理を徹底し、一層の感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

お問合せ先 足利市健康福祉部こども課 TEL：20-2138 FAX：21-2409
